



発行所 秋田魁新報社
秋田市山王臨海町1番1号
〒010-8601
©秋田魁新報社 2014年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」朝刊、当社ホームページをご覧ください。

昨年参院選は「違憲状態」



「1票の格差」訴訟の上告審判決が行われた最高裁大法廷＝26日午後

「1票の格差」最高裁判決 無効請求退ける

「1票の格差」が最大4・77倍だった昨年7月の参院選は違憲だとして二つの弁護士グループが選挙無効を求めた全国訴訟の上告審判決で最高裁大法廷(裁判長・寺田逸郎長官)は26日、選挙は「違

憲状態」との判断を示した上で選挙無効の請求を退けた。

原告側は今回初めて全47選挙区を対象に一斉提訴。計16件あった一審判決のうち広島高裁岡山支部が参院選で初の「違憲・選挙無効」を言い渡したほか、東京

・大阪両高裁の2件が「違憲」、仙台高裁秋田支部など他の13件も「違憲状態」で「合憲」はゼロだった。

弁護士グループは来月の衆院選後にも

無効請求訴訟を起す予定で、今回の判決で最高裁がどこまで厳しい判断に踏みこむかが注目されていた。

訴訟では①2012年10月の前回大法廷判決後に国会が取り組んだ「4増4減」の定数再配分②選挙制度の抜本的見直しを16年選挙までに実施すると規定した点③都道府県単位の選挙区割りを残した選挙制度への評価が焦点となった。